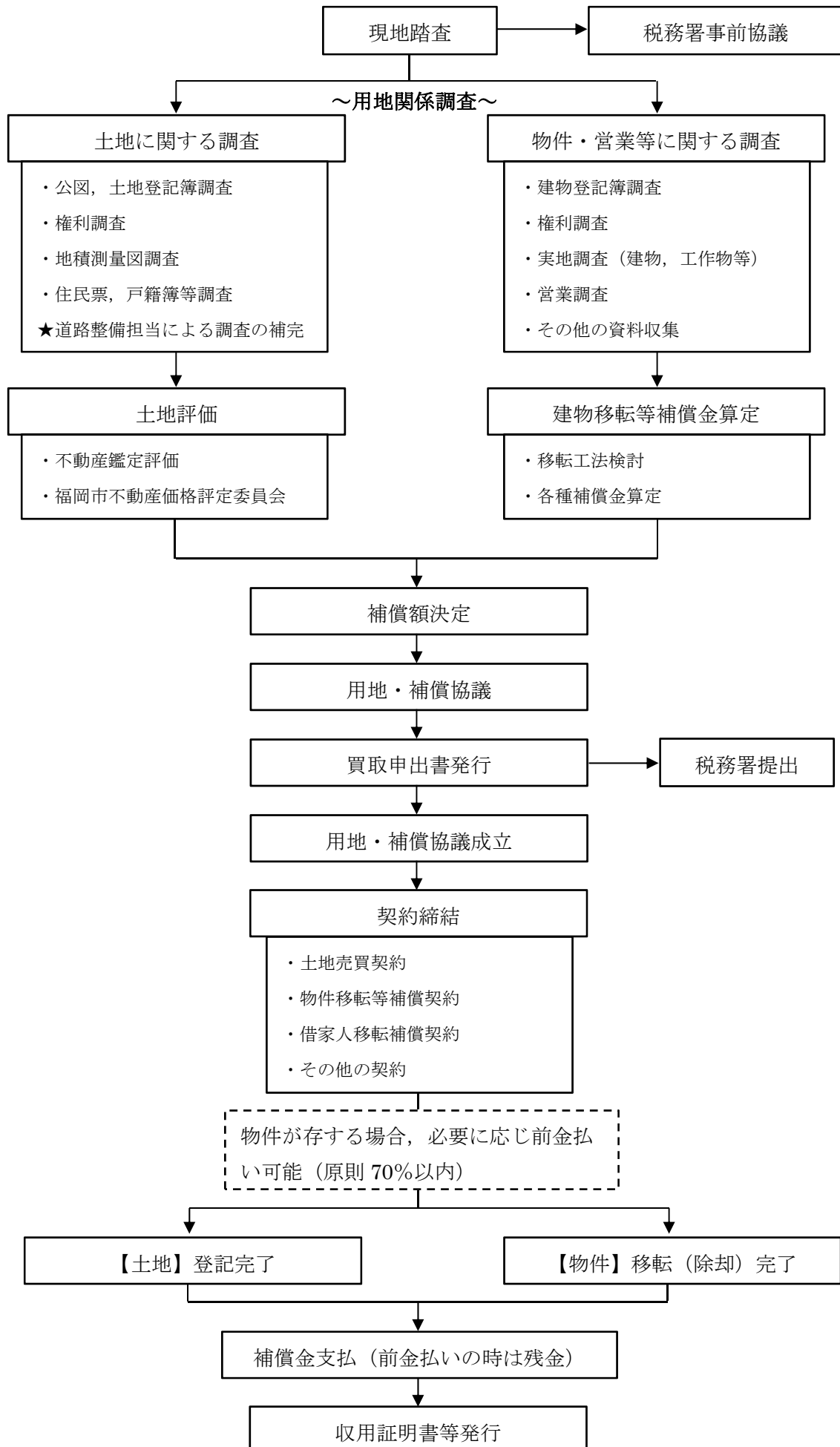


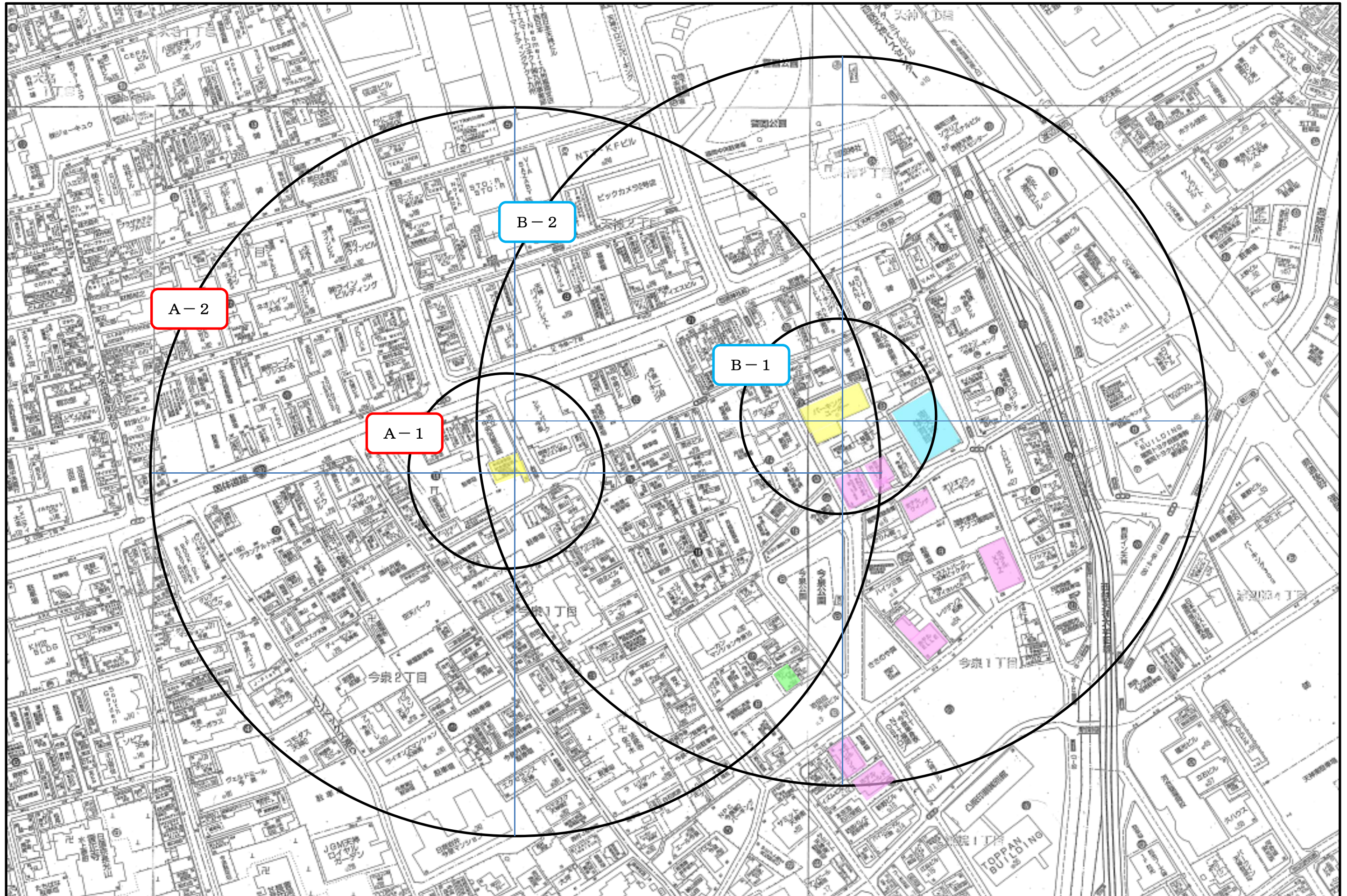
5 道路下水道局 用地事務のフローチャート（用地取得担当部分）

< 用地担当職員研修資料より抜粋（道路下水道局作成） >



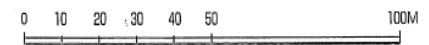
6 風俗営業等の距離制限について

= パチンコ店（風俗営業）
 = ラブホテル（性風俗特殊営業）
 = デリバリーヘルス受付所（性風俗特殊営業）



A-1 = 現在の中央保育園の敷地より50m（風俗営業の営業制限地域）
 A-2 = 現在の中央保育園の敷地より200m（性風俗特殊営業の禁止区域）

B-1 = 中央保育園移転予定地の敷地より50m（風俗営業の営業制限地域）
 B-2 = 中央保育園移転予定地の敷地より200m（性風俗特殊営業の禁止区域）



7 厚生労働省の見解（保育所の設置認可について）

雇児保発 0904 第 1 号

平成 25 年 9 月 4 日

福岡市代表監査委員
齋 田 雅 夫 様

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



保育所の設置認可について（回答）

平素より、保育施策の推進に御尽力いただきまして、深く感謝申し上げます。さて、この度「保育所の設置認可について（照会）」（平成 25 年 7 月 26 日付け監総第 312 号）により御照会いただいた件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において、保育所を新設する場合の立地について規制する規定はありません。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下、「風営法」という。）には、風俗営業等を保育所や学校等の近隣で営むことを禁止する規定がありますが（例えば風営法第 28 条第 1 項では店舗型性風俗特殊営業の営業規制について規定されております。）、当該規定は許可を受け、又は届出を行って営んでいる既存の風俗営業等には適用されず、また、風俗営業等に係る施設の近隣に保育所を新設することを禁止する規定はないと承知しています。

このため、御照会の件については、児童福祉法で規制する規定がなく、また、風営法で規制する規定もないことから、これらの法律に抵触するものではないと考えています。

なお、保育所の設置認可については、待機児童解消の緊急性、当該地域での保育所用地の確保の困難性等の地域における実情を踏まえ、認可権者が総合的に判断する事項であることから、法の規制に抵触する場合や設備運営基準を満たさない場合を別として、その判断について国として可否を申し上げる立場にはありません。

なお、上記の回答については、風営法を所管している警察庁とも協議済みであることを申し添えます。

以上

8 【政令市】保育所認可にかかる風営法関係の対応状況

[平成25年8月 福岡市監査事務局調査]

政令市		風営法施設 確認の有無	要項等チェック 規定の有無	営業制限等地域 内保育所の有無	風営法施設の確認方法
1	札幌市	○	○	×	・申請者確認 ・地図確認
2	仙台市	○	×	×	・地図確認 ・現地調査
3	新潟市	×	×	×	—
4	さいたま市	○	×	×	・地図確認 ・現地調査 ・警察照会
5	千葉市	○	×	○	・申請者確認 ・地図確認 ・現地調査
6	川崎市	○	×	不明	・現地調査
7	横浜市	○	○	不明	・申請者確認 ・地図確認 ・現地調査
8	相模原市	○	×	×	・申請者確認 ・地図確認
9	静岡市	×	×	×	—
10	浜松市	○	×	×	・申請者確認 ・地図確認 ・現地調査 ・警察照会
11	名古屋市	○	×	不明	・申請者確認 ・地図確認 ・現地調査
12	京都市	○	×	不明	・申請者確認 ・地図確認 ・現地調査
13	大阪市	○	×	○	・地図確認 ・現地調査
14	堺市	○	×	×	・現地調査 ・警察照会
15	神戸市	×	×	不明	—
16	岡山市	○	×	不明	・地図確認 ・現地調査
17	広島市	○	×	×	・申請者確認
18	北九州市	○	×	×	・地図確認 ・現地調査
19	熊本市	×	×	○(予定)	—
20	福岡市	×	×	○	—

9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

（昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 この法律において「接待」とは、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する営業をいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 七 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

第二章 風俗営業の許可等

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の基準)

第四条

2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

- 一 営業所の構造又は設備（第四項に規定する遊技機を除く。第九条、第十条の二第二項第三号、第十二条及び第三十九条第二項第七号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。
- 二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。
- 三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項 に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項 に規定するものをいう。）

若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項 に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。

児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日）（法律第百六十四号）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（抜粋）

（昭和五十九年十一月七日政令第三百十九号）

（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準）

第六条 法第四条第二項第二号 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域（以下「制限地域」という。）の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
- イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地域」という。）

- その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域
- 二 前号口に掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。
- 三 前二号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第一号口に規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（抜粋）

昭和五十九年十二月二十八日

福岡県条例第三十号

（風俗営業の営業所の設置を制限する地域）

第三条 法第四条第二項第二号の営業所（臨時風俗営業（法第二条第一項各号に掲げる営業で、祭礼等が行われる場合において三月以内の期間に限って営業するものをいう。）及び移動風俗営業（法第二条第一項各号に掲げる営業で、営業をする場所が常態として移動する営業をいう。）に係る営業所を除く。）の設置を制限する必要があるものとして条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域
- 二 その他の地域のうち、別表第一の上欄に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる営業所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超えない区域内的の地域

別表第一(第三条)

施設	距離	
	<u>商業地域</u>	商業地域以外の地域
学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。)	七十メートル	百メートル
<u>児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。)</u>	<u>五十メートル</u>	七十メートル
病院(医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。)		
図書館(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定するものをいう。)		
診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有しないものを除いたものをいう。)	三十メートル	五十メートル